

3. 1 地震に起因する標準災害シナリオ

(1) 災害概要

マグニチュード 8. 2 の地震が発生し、A 石油コンビナート等特別防災区域では、震度 6 強を観測する。その後、大津波警報が発表され、A 石油コンビナート等特別防災区域の各事業所では緊急停止措置等を実施後、従業員の避難を実施する。

地震発生から 3 日後、津波警報が解除され、A 石油コンビナート等特別防災区域の B 事業所が、構内の点検を実施していたところ、取出配管の破損による重油の漏えいを発見したことから、防除活動を実施する。

防除活動を完了後、震度 5 強の余震が発生し、B 事業所構内の浮き屋根式屋外貯蔵タンク（貯蔵物質：原油）において火災が発生する。この火災は当初リム火災であったが、地震の影響による消防力の不足、固定泡消火設備の不調等のため効果的な消火活動ができず、リング火災、全面火災へと進展する。その後、ボイルオーバーの発生による火勢拡大も見られるが、広域消防応援隊、緊急消防援助隊等の出動、大容量泡放射システムを活用した消火活動等により鎮火に至る。

(2) その他補足事項

地震発生 3 日目について

- ① すでに道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊、自衛隊等が派遣されており、被災各地における消火、救助活動等に従事している。
- ② 周辺住民は各避難所に避難を実施している。
- ③ 防災本部には防災本部要員のすべてが参集を完了している。

3. 1 地震に基因する標準災害シナリオ

時間	災害状況等の推移	関係機関	関係機関の活動内容	道府県（防災本部）の留意事項（評価の視点）
1 日目				
9:00 (0:00)	地震発生（震度 6 強）	特定事業所	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の緊急停止措置 災害拡大防止上必要な施設の手動停止操作 人員及び施設等の被害状況を確認、点検 被害状況、点検結果等を公設消防機関に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後、速やかに防災本部として機能を発揮できる体制としているか。 →地震に起因する石油コンビナート災害の場合、災害の様子は複合的なものとなっており、防災本部の機能は、<u>災害対策基本法に基づく道府県災害対策本部の一部に位置づけられることが考えられる。</u> 災害対応可能な体制とした旨を各関係機関に伝達しているか。 図面、資料、ホワイトボード等防災本部の運営に必要な資機材を準備しているか。 無線、電話等の関係機関等との連絡を取るための手段を確保しているか。 各関係機関等との連絡調整、災害の記録等の担当者を指名しているか。 石油コンビナートに係る災害の状況を集約できる体制になっているか。 →災害の状況、今後の進展等を可能な限り正確に把握することにより、必要な資源や防災本部要員の参集等を適切に判断することが可能となる。 防災本部要員の早期参集を関係機関に要請しているか。 上空からの情報を得るため、防災ヘリコプターの出動を指示しているか。 今後の災害の進展を考慮し、現地防災本部の設置準備を行っているか。
		公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> 発災事業所からの報告内容を防災本部、市等に伝達 	
		道府県（防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> 防災本部の体制整備 防災本部要員の参集要請 情報収集及び記録を開始 現地防災本部の設置準備 	
9:02 (0:02)	大津波警報発表	道府県（防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> 大津波警報の発表を市等に伝達 避難状況の把握 緊急消防援助隊の派遣要請準備（受援準備、連絡要員の確保等を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 大津波警報の発表を受信後、速やかに各関係機関等に伝達しているか。 予想される津波の高さにより、避難勧告等の対象となる地域を的確に把握しているか。また、市町村が行う避難勧告及びその後の避難状況を随時把握しているか。 →道府県災害対策本部が把握すべき内容であるが、防災本部においても知っておく必要がある。 特定事業所の被災状況、その職員の避難等の状況を随時把握しているか。 →避難勧告の対象となる地域全体の避難状況として、道府県災害対策本部での把握となることが考えられる。 震源、震度情報から広域災害を想定し、緊急消防援助隊の派遣要請準備を行っているか。 緊急消防援助隊の受援準備及びそのための連絡要員の確保等を行っているか。
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、広報車等を活用した周辺住民等に対する避難勧告 	
		海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> 周辺海域航行中の船舶等に対する大津波警報発表の情報伝達 	
		特定事業所	<ul style="list-style-type: none"> 荷役中のタンカーの緊急出港措置 施設等の停止措置 防潮扉等の閉止 従業員等の避難 	
10:30 (1:30)	津波来襲 (津波により浮き屋根式屋外貯蔵タンク数本から油が溢流)	特定事業所	<ul style="list-style-type: none"> 津波来襲による被害の把握（屋外貯蔵タンクの浮き屋根からの溢流の状況、油の滞留、沈降等を確認、また、溢流した浮き屋根式屋外貯蔵タンクの油種等を確認し状況の評価を行う。） 	<p>(津波の来襲以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報共有を図り、被害状況、住民等の避難状況、医療機関情報等の把握に努めているか。 →特に情報の入っていない市町村等にあっては、甚大な被害が発生している恐れがあることに留意する必要がある。 被害状況及び災害の発生状況等の把握にあたり、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）、高所カメラ、メディア（テレビ、ラジオ等）等を活用しているか。特に、メディア等による情報が入っていない地域への配慮がなされているか。 →災害の状況を早期に把握するためには、関係機関とのやりとりだけでなく、あらゆる方法を用いて多角的に情報収集を実施することが必要となる。 津波警報解除後の活動等を踏まえ、自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請を行っているか。 被害状況を把握するため、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）、高所カメラ等を活用しているか。 →津波警報発令中においては、現場に近づくことが困難な場合が想定されるため、航空機等による情報収集は有効な手段である。
		公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> 津波来襲による被害の把握 	
		道府県（防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> 津波来襲による被害の把握（住民や特定事業所の従業員は避難していることを踏まえ調査を行う。） 	

時間	災害状況等の推移	関係機関	関係機関の活動内容	道府県（防災本部）の留意事項（評価の視点）
3 日目				
12:00 (51:00)	津波警報解除	道府県（防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報の解除を市等に伝達 津波による被害の状況を国に報告、関係機関に伝達 被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 津波警報の解除を受信後、速やかに各関係機関に伝達しているか。 津波による被害の状況等を把握し、速やかに国に報告しているか。 防災本部要員を通じ、各関係機関が把握する被害状況、活動状況等を把握しているか。
	特定事業所	<ul style="list-style-type: none"> 溢流した屋外貯蔵タンクの対応策を公設消防機関と検討 施設等の点検を開始 		
	公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> 溢流した屋外貯蔵タンクの対応策を特定事業所と検討 屋外貯蔵タンクの被害状況を防災本部に報告 		
12:20 (51:20)	危険物の漏えい、海上流出 (施設等の点検を実施中の特定事業所従業員が取出配管の破損により重油が漏えい、海上へ流出しているのを発見する。)	特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 異常現象発生の通報 防除活動を開始 事業所災害対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の漏えい、海上流出事故の発生及び状況等を把握し、速やかに国に報告しているか。 防災本部要員を通じ、危険物の漏えい、海上流出事故の発生及び状況等を各関係機関と共有しているか。(海上流出については、特に海上保安部及び地方整備局等の港湾管理、海上の環境保全等に係る機関への速やかな情報提供が必要) 事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。
	公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> 異常現象の発生を防災本部、海上保安部等に伝達 		
	道府県（防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> 異常現象の発生を国に報告、関係機関に伝達 災害状況、対応状況等の把握 		
	海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> 巡視艇の出動 		
12:50 (51:50)		特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> オイルフェンスの展張、漏えい危険物の回収等 	
	海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> 巡視艇が周辺海域に到着 オイルフェンスの展張、漏えい危険物の回収等 		
14:00 (53:00)	防除活動完了	特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 防除活動の完了を公設消防機関に報告 	<ul style="list-style-type: none"> 防除活動が完了したことを国に報告しているか。 防災本部要員を通じ、防除活動が完了したことを各関係機関と共有しているか。
	公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> 防除活動の完了を防災本部に伝達 		
	道府県（防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> 防除活動の完了を国に報告、関係機関に伝達 		
14:05 (53:05)	地震発生（震度 5 強）			
14:07 (53:07)	火災発生（リム火災） (発災事業所従業員が、地震後に浮き屋根式屋外貯蔵タンクから黒煙が発生しているのを発見)	特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 公設消防機関に火災発生を報告 共同防災組織、石油コンビナート等特別防災区域協議会等への応援要請 広域共同防災組織の受入体制、必要資機材等の確認 固定泡消火設備の作動 自衛防災組織の出動 事業所現地指揮本部を設置 大容量泡放射システムの要請検討 	<ul style="list-style-type: none"> 火災の発生及び状況等を把握し、速やかに国に報告しているか。 防災本部要員を通じ、火災の発生及び状況等を各関係機関、広域共同防災組織等と共有しているか。 →屋外貯蔵タンクにおける火災の形態、火災時に生ずる諸現象等については、自衛防災組織等の防災活動の手引き（石油コンビナート等防災体制検討会報告書別冊・平成 26 年 2 月消防庁特殊災害室）の「参考資料 1 タンク火災等の基礎知識」（p 145～p 165）が参考となる。 同一ブロック内の他府県の防災本部に火災発生の連絡を行っているか。 事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 火災が発生したタンクや周囲のタンクの状況確認のため、防災ヘリコプター（緊急消防援助隊のヘリコプターを含む。）を活用しているか。 広域共同防災組織への情報伝達にあたっては、大容量泡放射システムの出動に備え、対応の可否について確認するとともに、輸送準備や輸送経路の選定等を促しているか。 →地震の影響による消防力の不足等を考慮し、災害が拡大することを念頭において先手を打つことも防災本部
	公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生を防災本部等に伝達 公設消防隊の出動 		
	道府県（防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生を国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達 災害状況、対応状況等の把握 住民広報、報道対応等の検討 		

時間	災害状況等の推移	関係機関	関係機関の活動内容	道府県（防災本部）の留意事項（評価の視点）
		広域共同防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 大容量泡放射システムの出動準備 他地区の広域共同防災組織への連絡 	<p>として重要な判断である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察機関には大容量泡放射システムの輸送に備え、警察車両による先導について調整を図っているか。 警察機関、道路管理者等と連絡をとり、道路の被災状況、混雑状況、使用の可否等を確認しているか。 発災事業所への進入路における障害物等の有無を確認し、除去活動に備え、自衛隊等に対する連絡を検討しているか。 災害に関する情報、関係機関による対応状況等を取りまとめ、住民広報及び報道対応等ができる準備を整えているか。 <p>→避難所に避難している住民等に対しても情報提供等を行う配慮が必要である。</p>
		共同防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 共同防災組織の出動 	
14:30 (53:30)	大容量泡放射システム出動の決定	特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 広域共同防災組織に対し、大容量泡放射システムの出動を要請 大容量泡放射システムを要請したことを公設消防機関、防災本部に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 大容量泡放射システムの出動要請があったことを速やかに国に報告しているか。 防災本部要員を通じ、大容量泡放射システムの出動要請があったことを各関係機関と共有しているか。 <p>→大容量泡放射システムの運用については、自衛防災組織等の防災活動の手引き（石油コンビナート等防災体制検討会報告書別冊・平成26年2月消防庁特殊災害室）の「4 大容量泡放射システム」（p.60～p.77）に解説されているので、十分に理解しておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一ブロック内の他府県の防災本部に大容量泡放射システムの出動要請があったことの連絡を行っているか。 事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 大容量泡放射システムの輸送経路の関係府県から、輸送経路に係る道路情報等を収集しているか。また、その情報を広域共同防災組織に提供しているか。 大容量泡放射システムの出動要請に伴い、警察機関に対して警察車両による先導について調整しているか。 大容量泡放射システムの出動要請に伴い、広域共同防災組織に対して出動準備の進捗状況、輸送経路、輸送車両の手配状況、現場到着の見込み時間等を確認しているか。 大容量泡放射システムの現場到着の見込み時間等について、防災本部要員を通じて公設消防機関に伝達しているか。 <p>→大容量泡放射システムの到着時間によって、到着までの消火活動、戦術等が変わってくることが考えられることから、公設消防機関への情報提供が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の出動要請等について検討、調整しているか。 <p>→タンク全面火災に進展した場合、既存の消防力及び大容量泡放射システムの配備によって対応しきれないかどうかを考慮する必要がある。</p>
		広域共同防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 大容量泡放射システムの出動準備、調整 他地区の広域共同防災組織への連絡 	
		公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> 大容量泡放射システムの出動を要請したことを事業所現地指揮本部、消防現地指揮本部において共有 	
		道府県（防災本部、現地防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> 大容量泡放射システムの出動要請があったことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達 大容量泡放射システムの出動に伴う調整 道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動要請等について検討、調整（→出動要請することを決定する。） 	
		警察機関	<ul style="list-style-type: none"> 大容量泡放射システムの出動に伴う先導要領等について検討、調整 	
14:40 (53:40)		道府県（防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> 道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請（→その後、道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊が順次到着する。） 道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請したことを関係機関に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊の調整本部等を通じて出動の調整をしているか。 <p>→緊急消防援助隊等の応援隊は、すでに被災各地における消火、救助、救護活動等に従事していることを考慮し、早い段階から出動要請についての調整が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災本部要員を通じ、道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊の出動を要請したことを各関係機関と共有しているか。
15:10 (54:10)	リング火災に進展	特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> 公設消防機関に状況報告 他タンクへの内容物移送を検討（→他タンクへの内容物の移送を開始） 泡消火薬剤等の防災資機材調達（近隣特定事業所等） 	<ul style="list-style-type: none"> リング火災に進展したことを速やかに国に報告しているか。 防災本部要員を通じ、リング火災に進展したことを各関係機関、広域共同防災組織等と共有しているか。

時間	災害状況等の推移	関係機関	関係機関の活動内容	道府県（防災本部）の留意事項（評価の視点）
		公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・リング火災に進展したことを防災本部に伝達 ・泡消火薬材等の防災資機材調達（近隣消防本部等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域共同防災組織が他地区の広域共同防災組織へ連絡等を行っていることを把握しているか。 ・同一ブロック内の他府県の防災本部にリング火災に進展したことの連絡を行っているか。 ・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 ・警察機関と周辺道路における交通規制の追加実施の必要性、規制範囲等について調整しているか。 ・海上保安部と周辺海域における航行規制の追加実施の必要性、規制範囲等について調整しているか。 ・不足するおそれのある防災資機材等について、近隣道府県等からの調達を検討しているか。 →今後、さらに災害が拡大することを考慮したうえでの判断が求められる。
		道府県（防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・リング火災に進展したことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達 ・交通規制、航行規制等について調整 ・泡消火薬剤等の防災資機材調達（近隣都道府県等）についての検討 	
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への広報 	
		警察機関	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路における交通規制の検討及び実施 	
		海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺海域における航行規制の検討及び実施 	
15:20 (54:20)		公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・公設消防機関到着 ・消防現地指揮本部を設置 ・特定事業所（発災事業所）からの情報収集 ・活動方針等の検討 	
		特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> ・公設消防隊の誘導 ・災害及び対応状況等を消防現地指揮本部に報告 ・活動方針等の検討 	
16:30 (55:30)	浮き屋根が沈降し、全面火災に進展	公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・全面火災に進展したことを防災本部に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・全面火災に進展したことを速やかに国に報告しているか。 ・防災本部要員を通じ、全面火災に進展したことを各関係機関と共有しているか。 ・同一ブロック内の他府県の防災本部に全面火災に進展したことの連絡を行っているか。 ・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 ・災害に関する情報、関係機関による対応状況等を取りまとめ、住民広報及び報道対応等ができる準備を整えているか。
		海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・海上から冷却散水活動を開始 	
		道府県（防災本部、現地防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・全面火災に進展したことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達 ・住民等への広報、報道対応等について検討 	
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への広報 	
17:40 (56:40)	大容量泡放射システムの輸送を開始	広域共同防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの輸送を開始 ・大容量泡放射システムの輸送を開始したことを発災事業所、防災本部等に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの輸送が開始されたことを国に報告しているか。 ・防災本部要員を通じ、大容量泡放射システムの輸送が開始されたことを各関係機関と共有しているか。 ・同一ブロック内の他府県の防災本部に大容量泡放射システムの輸送が開始されたことの連絡を行っているか。 ・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 ・大容量泡放射システムの輸送経路、現場到着見込み時間等について広域共同防災組織から情報を収集し、防災本部要員を通じて公設消防機関に伝達しているか。 ・泡消火薬剤の不足に備え、近隣道府県等に調達の手配をしているか。また、国に対しての調整依頼を検討しているか。 →大容量泡放射システムが到着後、一斉に泡放射して火勢の制圧を図ることが考えられることから、泡消火薬剤を十分に確保できるように努める必要がある。
		特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの輸送が開始されたことを事業所現地指揮本部、消防現地指揮本部において共有 ・大容量泡放射システムの活用を踏まえた消火戦術の検討 	
		公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの活用を踏まえた消火戦術の検討 	
		道府県（防災本部、現地防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの輸送が開始されたことを国に報告、関係機関、同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達 	
		警察機関	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの輸送開始に伴い警察車両による先導を開始 	
19:00 (58:00)	道路状況の不良等により大容量泡放射システムの到着が大	広域共同防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・道路状況の不良等により大容量泡放射システムの到着が大幅に遅れる旨を発災事業所、防災本部等に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災本部要員を通じ、大容量泡放射システムの到着が大幅に遅れることを各関係機関と共有しているか。

時間	災害状況等の推移	関係機関	関係機関の活動内容	道府県（防災本部）の留意事項（評価の視点）
	幅に遅れる旨の連絡	道府県（防災本部、 現地防災本部）	・大容量泡放射システムの到着が大幅に遅れる旨の連絡があったことを国に報告、関係機関に伝達	・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。
4日目				
2:00 (65:00)	ボイルオーバー発生の兆候	公設消防機関 特定事業所（発災事業所） 海上保安部 道府県（防災本部、 現地防災本部） 市町村	・活動隊員等に対する退避命令の周知 ・消防現地指揮本部の設置位置の移動を検討 ・ボイルオーバーの発生兆候があることを防災本部に伝達 ・自衛防災組織等に対する退避命令の周知 ・事業所現地指揮本部の設置位置の移動を検討 ・活動中の巡視艇に対する退避命令の周知 ・ボイルオーバーの発生兆候があることを国に報告、関係機関に伝達 ・住民等への広報、報道対応等について検討 ・活動中の隊員等の退避状況確認 ・住民等への広報	・ボイルオーバーの発生兆候があることを速やかに国に報告しているか。 ・防災本部要員を通じ、ボイルオーバーの発生兆候があることを各関係機関と共有しているか。 ・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 ・活動中の隊員等の退避の進捗状況、受傷状況等を逐次把握するようにしているか。 ・避難所等への影響を及ぼす可能性があるか等を考慮し、広報及び報道対応等について検討しているか。
2:30 (65:30)	ボイルオーバー発生、火勢拡大 (堤内火災も発生)	公設消防機関 特定事業所（発災事業所） 海上保安部 道府県（防災本部、 現地防災本部） 市町村	・退避場所、距離等の適否判断 ・活動隊員等の退避状況、受傷、資機材損傷の有無等を把握 ・災害状況の把握 ・退避状況、災害状況等を防災本部に伝達 ・活動方針の検討及び共有 ・退避場所、距離等の適否判断 ・自衛防災組織の隊員、従業員等の退避状況、受傷、資機材損傷の有無等を把握 ・災害状況の把握 ・活動方針の検討及び共有 ・退避距離等の適否判断 ・巡視艇及び活動隊員等の受傷、資機材損傷の有無等を把握 ・災害状況の把握 ・活動方針の検討及び共有 ・ボイルオーバーの発生及び災害の状況等を国に報告、関係機関に伝達 ・活動中の隊員等の退避状況、災害状況等を把握 ・住民等への広報、報道対応等について検討 ・住民等への広報	・ボイルオーバーが発生し、火勢が拡大したことを速やかに国に報告しているか。 ・防災本部要員を通じ、ボイルオーバーが発生し、火勢が拡大したことを各関係機関と共有しているか。 ・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 ・災害状況の把握にあたっては、防災ヘリコプター等を活用しているか。 ・道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊等による追加の応援について検討しているか。 <i>→ボイルオーバーの発生を受けて、今後到着予定の応援隊によって消防力が足りるか、消防現地指揮本部の判断を確認しながら検討する必要がある。</i> ・活動隊員等の受傷状況の有無の把握に努めているか。 <i>→状況によっては日本赤十字社、道府県医師会等に医療機関の受入状況、医療救護班の派遣等について確認及び調整することも考慮する。</i> ・火勢の拡大から周辺住宅地、避難所等への延焼、臭気、煙の流入等の影響があるか等考慮し、広報及び報道対応等について検討しているか。
3:30 (66:30)	ボイルオーバー終息	公設消防機関 特定事業所（発災事業所） 海上保安部	・ボイルオーバーによる施設等の被害、延焼拡大状況等を把握 ・ボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況を防災本部に伝達 ・今後の活動方針を事業所現地指揮本部、消防現地指揮本部において共有 ・活動再開 ・ボイルオーバーによる施設等の被害、延焼拡大状況等を把握 ・今後の活動方針を事業所現地指揮本部、消防現地指揮本部において共有 ・活動再開 ・防災本部からの情報によりボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況を把握	・ボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況等を国に報告しているか。 ・防災本部要員を通じ、ボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況等を各関係機関と共有しているか。 ・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 ・ボイルオーバーの発生による被害の拡大、周辺住宅地、避難所等への影響の有無等を取りまとめ、広報及び報道対応等に活用できるようにしているか。

時間	災害状況等の推移	関係機関	関係機関の活動内容	道府県（防災本部）の留意事項（評価の視点）
			<ul style="list-style-type: none"> ・活動再開 ・周辺海域における危険物の流出有無等の被害状況を把握 ・周辺海域の被害状況を防災本部に伝達 	
		道府県（防災本部、 現地防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイルオーバーの終息及び終息後の被害状況を国に報告、関係機関に伝達 ・周辺海域の被害状況を国に報告、関係機関に伝達 ・住民等への広報、報道対応等について検討 	
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への広報 	
3:50 (66:50)	大容量泡放射システム現場到着	広域共同防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムが現場到着 	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムが到着したことを国に報告しているか。 ・防災本部要員を通じ、大容量泡放射システムが到着したことを各関係機関と共有しているか。 ・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。
		特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの設定を開始 	
		公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの到着を防災本部に伝達 	
		道府県（防災本部、 現地防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの到着を国に報告、関係機関に伝達 	
5:50 (68:50)	大容量泡放射システムの設定完了	広域共同防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムの設定を完了 ・大容量泡放射システムからの放水開始 	
		公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量泡放射システムからの放水開始等を防災本部に伝達 	
8:50 (71:50)	鎮圧	公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・鎮圧したことを防災本部に伝達 ・部隊縮小の検討 ・残火処理活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が鎮圧したことを国に報告しているか。 ・防災本部要員を通じ、火災が鎮圧したことを各関係機関と共有しているか。 ・同一ブロック内の他府県の防災本部に火災が鎮圧したことの連絡を行っているか。 ・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 ・災害の終息に向けて住民等への広報、報道対応等に必要な情報を取りまとめているか。 ・交通規制、航行規制等の範囲縮小、解除について海上保安部、警察機関等と調整しているか。
		特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の点検 ・残火処理活動 	
		海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺海域における危険物の流出有無等の被害状況を確認 ・航行規制の解除 	
		道府県（防災本部、 現地防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・鎮圧したことを国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達 ・災害の経過、被害状況等の取りまとめ ・住民等への広報、報道対応等について検討 ・交通規制、航行規制等の縮小、解除について調整 	
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への広報 	
		警察機関	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制の解除 	
10:00 (73:00)	鎮火	公設消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・鎮火確認 ・最終的な被害状況等を確認 ・鎮火及び最終的な被害状況等を防災本部に伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が鎮火したことを国に報告しているか。 ・防災本部要員を通じ、火災が鎮火したことを各関係機関と共有しているか。 ・同一ブロック内の他府県の防災本部に火災が鎮火したことの連絡を行っているか。 ・事故の経過、対応状況等を把握し、適切に記録しているか。 ・住民等への広報、報道対応等に必要な情報を取りまとめ、広報要領、発表内容等について検討しているか。 ・鎮火を受けて関係市町村に住民広報に際して必要となる情報等を提供できているか。
		特定事業所（発災事業所）	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な被害状況等を確認 ・事業所内の他の施設について、津波被害の状況を確認 ・事業所全体の津波被害の状況を防災本部に報告 ・施設等の点検 	

時間	災害状況等の推移	関係機関	関係機関の活動内容	道府県（防災本部）の留意事項（評価の視点）
		海上保安部 道府県（防災本部、 現地防災本部）	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺海域における危険物の流出有無等の被害状況を確認 ・鎮火及び最終的な被害状況等を国に報告、関係機関、広域共同防災組織及び同一ブロック内の他府県の防災本部等に伝達 ・災害の経過、被害状況等の取りまとめ ・住民等への広報、報道対応等について検討 ・事業所全体の被害の状況を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所全体の施設の被害の状況を把握しているか。 <p style="color: red; font-size: small;">→特に、浮き屋根式の屋外貯蔵タンクの浮き屋根が沈下した場合は、全面火災の発生が危惧されるため、事業所全体の被害状況も確認する必要がある。</p>
		市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等への広報 	